

奈良県告示第七十八号

母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和三年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住 所	氏 名
六三四	高市郡明日香村大字檜前一〇〇番地の三二	岡本 紗季